

協議第 17 号

財産の取扱いについて

財産の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 協議の対象を別紙のとおり正負の財産とし、南足柄市の財産は、すべて合併後の市に引き継ぐ。ただし、基金については、その設立趣旨に配慮の上、可能な限り合併時に統合する等の調整を行う。

平成 29 年 2 月 14 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・ 合併の方式を「南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする」とすると想定していることから、南足柄市のすべての財産を合併後の市に引き継ぐものとする。
- ・ 合併後の市における同一趣旨の基金の重複を避けるため、統合が可能なものは合併時に統合するなど、合併時までには一定の整理を行うものとする。

(協議第17号 財産の取扱いについて) 別紙

○協議の対象

▶地方公共団体の財産

正の財産
<ul style="list-style-type: none">・地方自治法第2編第9章第9節「財産」に規定されているもの <p>公有財産 (第238条)</p> <ul style="list-style-type: none">土地建物物権無体財産権有価証券出資による権利 等 <p>物品 (第239条)</p> <p>債権 (第240条)</p> <p>基金 (第241条)</p>
負の財産
<ul style="list-style-type: none">・地方債 地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れ・債務負担行為 地方公共団体が1会計年度を超えて債務を負担する行為をする際に設定する予算